

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 の 登 録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

豚等の移入の禁止

土地改良区の設立の認可

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の認可(七件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除予定

◇ 公 告 危 険 物 取 扱 者 試 験 の 合 格 者

告 示

鳥取県告示第六百六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|-----------|------------|
| 堀 江 貴 | 鳥医第二、七六八号 | 昭和五十七年六月九日 |
| 角 滋 子 | 鳥医第二、七六九号 | " |
| 中 島 幹 雄 | 鳥医第二、七七〇号 | " |

鳥取県告示第六百七十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|---------|------------|--------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 渡 邊 貴 | 鳥国医第二、七二六号 | 昭和五十七年二月二十四日 |
| 井 後 雅 之 | 鳥国医第二、七三三号 | 昭和五十七年四月十四日 |

鳥取県告示第六百七十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|--------------|------------|
| 柿 坂 医 院 | 八頭郡八東町大字北山七三 | 昭和五十七年七月一日 |

鳥取県告示第六百七十二号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

千葉縣市川市の区域

鳥取県告示第六百七十三号

気高郡気高町大字下坂本五八一番地木下博嘉ほか十九人の者から設立認可申請のあつた瑞穂地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国府地区第二工区営舎は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年七月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百七十五号

昭和五十七年五月十日付けで岩美町から申請のあった土地改良（法正寺

地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年七月十日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十六号

昭和五十七年六月三日付けで北条町から申請のあった土地改良（米里地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十七年六月十四日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（大立地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十九号

福部村から申請のあつた村営土地改良（山湯山地区ため池改修）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(栄南部地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十一号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(由良東浜地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(小鹿南地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(小鹿南地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十四号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(尾張地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月六日認可

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十五号

昭和五十七年三月三十一日付けで若桜町から申請のあつた赤松地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 | 届出者 |
|------------|-------------|---------|
| 東鴨地区ほ場整備事業 | 昭和五十七年三月十日 | 東鴨土地改良区 |
| 広瀬地区ほ場整備事業 | 昭和五十六年三月二十日 | 〃 |

鳥取県告示第六百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 懸念の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県森林水産部森林課及び江府田役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

昭和57年6月25日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年7月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 川村 寛 | 井田 敏行 | 岸本 頼明 | 栗山 照司 | 尾崎みつ子 |
| 窪田 幸雄 | 隠岐田昭夫 | 田中 嗣人 | 山下 行正 | 沢田 幸延 |
| 西村 和雄 | 川村 寛 | 田中 大三 | 依藤 光正 | 田部 聡 |
| 砂田 祐三 | 川口 源良 | 中島 一司 | 犬飼 忠義 | 吉尾 理夫 |
| 三谷寿恵彦 | 生田 孝雄 | 中田 了也 | 平尾 雅男 | 西村 嘉章 |
| 下山 公彦 | 前川 清江 | 塩川 恒則 | 澁山 直延 | 前田 博幸 |
| 原田 英男 | 奥谷 泰男 | 森 伸一 | 寺垣伸一郎 | 山脇 富義 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 沢田 克也 | 小谷 和徳 | 山本 隆彦 | 坪内 茂之 | 奥田つる子 |
| 衣笠 指図 | 田住 浩 | 田村 輝彦 | 森田 隆洋 | 沢田 保洋 |
| 上原 淳二 | 藤縄 哲也 | 田中伊知郎 | 杉内 満 | 長戸 久彦 |
| 西村 敬恵 | 松尾昌太郎 | 西尾 一博 | 岸本 稔 | 桜谷 浩章 |
| 浮田 益実 | 小林 薫文 | 石田 好美 | 甘田 積 | 井上 孝行 |
| 下山 秀美 | 下田 保 | 金尾 一郎 | 上田 伸次 | 岡島 貞成 |
| 下雅意八郎 | 福井 重秋 | 福井 裕紀 | 山根 幸夫 | 山根真由美 |
| 石原 修司 | 西村 彰 | 辰美 辰美 | 西本 稔 | 瀬尾 浩一 |
| 米田 豊平 | 中垣 彰一 | 小倉 幹夫 | 前田 茂樹 | 神崎 博昭 |
| 磯江富喜吉 | 小谷 和明 | 天野 宏章 | 会見 永 | 森 弥生 |
| 足立 弘道 | 竹部 省吾 | 小椋 寿 | 井上雅佳子 | 磯江 輝尚 |
| 浜本 隆晴 | 大田 良彦 | 泉 洋市 | 岩本 俊一 | 松本 彰仁 |
| 福本 龍一 | 原谷 英夫 | 北野 博堂 | 宮本 浩一 | 東上 昌志 |
| 松本 勝彦 | 吾郷 速人 | 伊藤 敬介 | 森松 剛史 | 岩田 昌機 |
| 西村 芳郎 | 有沢 和巳 | 貝阿弥広美 | 眞野 剛 | 清家 吉川 |
| 宅野 秀幸 | 市川 晴久 | 種子 勉 | 岡本 幹房 | 吉川 明雄 |
| 雑賀 仁一 | 安井 勉 | 田子 良雄 | 赤井 威 | 竹谷 政雄 |
| 安井 隆志 | 友森 茂 | 内畑 昭一 | 荒川 元志 | 益尾 忠藏 |
| 宮本 親男 | 木下 敦 | 前川 赤井 | 益尾 良司 | 前田 薫 |
| 大江 明 | 松下 泰司 | 伊藤 秀夫 | 中島 中島 | 本池 洋次 |
| 木村潤一郎 | 西谷 信広 | 伊藤 穰二 | 堀 憲一 | 松本美保子 |
| 長谷川義雄 | 中尾 亮一 | 森 邦彦 | 篠内 信介 | 宮原 明弘 |
| 井田 広之 | 芳孝 孝行 | 大久保勝彦 | 本田 辰美 | 都 尚人 |
| 岡田 安洋 | 孝行 光弘 | 光弘 | | 寺沢 征雄 |

| | | | | | | | | | |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 島田 優 | 堀 賢祐 | 大神 孝 | 庄司 陽一 | 頓田 祐司 | 福田 薫 | 川崎 善弘 | 平野 みつ江 | 橋本 幸憲 | 麻谷 勝憲 |
| 松岡 敏行 | 高橋 隆一 | 重美 清美 | 西井 足立 | 宮崎 茂樹 | 田村 敏幸 | 小林 秀晴 | 池田 利雄 | 西阪 隆温 | 堀内 よしみ |
| 松元 博志 | 玉利 和博 | 清美 啓 | 長谷川 俊彦 | 向津 貴美子 | 上林 貞子 | 和嶋 純一 | 井口 直正 | 田村 隆温 | 入江 寅尾 |
| 上野 正志 | 土井 則秀 | 岡谷 茂樹 | 洞嶺 志朗 | 本田 晋吾 | 中沢 悦雄 | 永井 憲一 | 滝山 和弘 | 沖田 正剛 | 神谷 真由美 |
| 金山 純 | 角田 利紀 | 岩田 宣博 | 星野 進 | 松原 伸二 | 佐藤 哲人 | 坂本 努 | 難波 茂樹 | 川上 正樹 | 山尾 正蔵 |
| 山根 幸 | 齊藤 恒 | 瀬尾 宣博 | 紀夫 忠 | 森田 柏尾 | 田中 好秋 | 沢田 正義 | 山根 繁子 | 山崎 勲 | 安東 重次 |
| 鳥橋 文子 | 二宮 浩志 | 宮脇 由加里 | 赤川 紀夫 | 河村 井上 | 桑村 美知夫 | 柿田 京子 | 長戸 正広 | 佐々木 啓太 | 荒尾 範夫 |
| 龍田 勇次 | 片岡 徹 | 田辺 克文 | 柴田 米田 | 井上 井上 | 池内 敏幸 | 上田 康人 | 河田 恵子 | 平久 馨人 | 浜本 泰章 |
| 川上 拓也 | 大岩 浩志 | 片山 俊吾 | 米田 渡部 | 井上 瑞穂 | 池辺 弘 | 村中 孝好 | 遠藤 敏明 | 寺崎 裕人 | 山田 一夫 |
| 山本 哲也 | 中島 徹 | 権藤 一元 | 渡部 美治 | 八木 真吾 | 浜本 隆夫 | 西脇 勝 | 福井 篤志 | 西村 秀悟 | 前田 伸章 |
| 富川 勇一 | 金田 孝雄 | 浦部 正治 | 紀明 勲 | 川上 加賀田 | 米田 高邦 | 東田 敏夫 | 石田 義徳 | 米原 豊 | 田中 晴之 |
| 丙種危険物取扱者試験 | | | | | | | | | |
| 大島 正明 | 国富 克己 | 影井 秀樹 | 武田 正 | 宏敏 功 | 谷本 和美 | 村岡 憲治 | 谷本 茂 | 高松 徳之誠 | 岡 誠 |
| 本部 洋人 | 村尾 徹二 | 土屋 充康 | 吉村 紀明 | 八木 真吾 | 西原 和彦 | 山内 憲治 | 西本 茂 | 石笠 徳之誠 | 蔵本 幸博 |
| 新 和隆 | 山本 裕二 | 周司 英樹 | 田中 直樹 | 功 務 | 杉原 秀寿 | 田村 貴志 | 西本 茂 | 小庭 誠 | 桑本 幸博 |
| 森木 正人 | 森 学 | 周司 英樹 | 田中 直樹 | 倫明 務 | 小谷 孝志 | 山本 清二 | 吉川 茂 | 山田 誠 | 上原 龍彦 |
| 安東 則裕 | 平田 修二 | 中山 敏朗 | 真一 二 | 和昭 倫明 | 前田 彰 | 奥田 典生 | 尾上 俊男 | 林 輝彦 | 水谷 秀規 |
| 松本 弘幸 | 倉元 幸夫 | 森本 敏弘 | 真一 二 | 章司 龍彦 | 山崎 彰 | 朝倉 浩二 | 河本 俊夫 | 酢山 秋彦 | 米田 達彦 |
| 藤原 貴信 | 平尾 誠 | 古谷 昌泰 | 裕 二 | 龍彦 弘 | 福本 康彦 | 陰山 剛 | 藤原 美紀夫 | 西田 政志 | 村岡 雅規 |
| 能勢 竜生 | 森原 智史 | 中原 昌泰 | 裕 二 | 弘 司 | 浜田 雅司 | 谷本 剛 | 宇山 俊正 | 門脇 幸治 | 渡辺 洋一 |
| 須崎 法位 | 西川 和美 | 勝秀 秀 | 大士 輝彦 | 弘 司 | 小倉 宏治 | 谷本 晃 | 高塚 洋一 | 平井 裕章 | 村山 中川 |
| 小谷 高正 | 有田 一寿 | 森本 美保子 | 前田 福長 | 学 盛雄 | 天野 圭一 | 中村 光男 | 前田 清水 | 中川 祥一 | 秦野 茂夫 |

驛公帳監帳

日曆全 日 9 月 7 年 5 7 曆 9

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 田中 | 大輔 | 長江 | 克二 | 小椋 | 稔 | 松原 | 章博 | 米村 | 孝志 | 松田 | 洋八 | 北村 | 政人 | 表 | 光秀 | 北原 | 孝 | 金尾 | 札子 |
| 德丸 | 武和 | 古林 | 正 | 杉山 | 博文 | 百々 | 敬一郎 | 上田 | 誠 | 清水谷 | 登 | 藤谷 | 笑道 | 星野 | 節子 | 村田 | 良雄 | 板 | 竹利 |
| 山本 | 弘樹 | 吉田 | 和広 | 浪花 | 拓也 | 福山 | 克宣 | 野田 | 幸司 | 高田 | 和夫 | 下垣 | 信子 | 安達 | 昌彦 | 加藤 | 強 | 山根 | 実 |
| 山白 | 雅紀 | 谷本 | 賀則 | 宮本 | 浩行 | 野嶋 | 毅 | 佐渡本 | 真 | 石倉 | 淳 | 松本 | 敏男 | 鱒 | 昌彦 | 内藤 | 伸 | 永 | 忠君 |
| 德田 | 尚之 | 德本 | 信夫 | 大平 | 修一 | 赤井 | 美智男 | 安藤 | 洋一 | 田中 | 博 | 河津 | 薰 | | | | | | |
| 上田 | 伸治 | 梅村 | 健一 | 大谷 | 太志 | 田中 | 範文 | 中原 | 誠 | | | | | | | | | | |
| 南場 | 政彦 | 濱下 | 健二 | 三木 | 幸保 | 森 | 武史 | 山根 | 一 | | | | | | | | | | |
| 三輪 | 文博 | 山本 | 圭司 | 安藤 | 長寿 | 龜山 | 利彦 | 德丸 | 美恵子 | | | | | | | | | | |
| 井上 | 勝 | 片山 | 幸男 | 宮脇 | 忍 | 大黒 | 鈴子 | 藤田 | 信一 | | | | | | | | | | |
| 坂根 | 憲康 | 原田 | 和夫 | 影山 | 洋一 | 乘本 | 和美 | 鳥越 | 浩一 | | | | | | | | | | |
| 鷺見 | 真治 | 尾崎 | 康浩 | 武本 | 範文 | 持田 | 健一 | 角田 | 知奈美 | | | | | | | | | | |
| 絹野 | 美奈子 | 森下 | 幸二 | 塚原 | 靖 | 円山 | 友康 | 吉田 | 俊一 | | | | | | | | | | |
| 榎原 | 和人 | 多林 | 泉 | 矢吹 | 実 | 宇田 | 川省二 | 安岡 | 一晃 | | | | | | | | | | |
| 中村 | 直人 | 田中 | 一志 | 渡辺 | 弘志 | 藤田 | 英明 | 景崎 | 達也 | | | | | | | | | | |
| 福頼 | 伸一 | 竹内 | 亨 | 福間 | 英樹 | 安田 | 正幸 | 矢野 | 寛 | | | | | | | | | | |
| 田中 | 勉 | 山口 | 和彦 | 岸本 | 享治 | 武良 | 一人 | 本池 | 照彦 | | | | | | | | | | |
| 出口 | 仁嗣 | 堂園 | 広作 | 多田 | 透 | 木村 | 長秀 | 萬 | 茂之 | | | | | | | | | | |
| 林中 | 一夫 | 石塚 | 齐 | 館々 | 博之 | 住田 | 勝彦 | 佐々 | 木好久 | | | | | | | | | | |
| 横山 | 光利 | 大西 | 齐 | 井上 | 務 | 山本 | 和子 | 林 | 秀一 | | | | | | | | | | |
| 齐木 | 真強 | 河野 | 秀富 | 原田 | 孝治 | 青木 | 隆宏 | 古川 | 聖司 | | | | | | | | | | |
| 谷田 | 伸也 | 前田 | 美晴 | 影山 | 英明 | 宮本 | 裕次 | 田辺 | 信夫 | | | | | | | | | | |
| 白根 | 龍司 | 安藤 | 宏典 | 永井 | 実次 | 広瀬 | 眺美 | 安藤 | 善友 | | | | | | | | | | |
| 藤井 | 伸 | 三宅 | 論 | 木村 | 敏明 | 種子 | 真 | 福田 | 洋 | | | | | | | | | | |
| 木村 | | 伊原 | | 山内 | | 角 | | 安井 | 勉 | | | | | | | | | | |